

## 令和7年度・令和8年度

### 東成瀬村小規模修繕等契約希望者登録申請書提出要領

#### 1. 制度の目的

村が発注する小規模な修繕契約について、村の入札参加資格審査申請が困難な村内に主たる事業所を置く小規模事業者を登録し、これら登録された小規模事業者の積極的活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、村内経済の活性化を図ることを目的とするものです。

#### 2. 制度の対象となる契約等

1. 小規模修繕の対象となる契約は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められた130万円以下のものです。
2. 登録申請をした事業者は、登録名簿に登載され、村が小規模修繕を発注する際の見積依頼の対象となります。ただし、見積依頼は契約を約束するものではありません。
3. 契約の方法は、原則として複数の登録業者等から見積書を提出していただき、最低の価格の見積書を提出した業者と契約することになります。なお、見積を依頼されても辞退することは自由ですが、必ず発注課に連絡をお願いします。
4. **制度の目的から、契約した小規模修繕について下請負はできません。このため、希望業種は自ら施工できる業種としてください。**
5. 契約の履行は、東成瀬村契約規則、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行してください。

#### 3. 登録できる者

村内に主たる事務所（本社、本店）または住所を有する事業者です。

**ただし次の各号のいずれかに該当する事業者を除きます。**

1. 東成瀬村内に主たる事業所を置かない者
2. 精神の機能の障害により契約締結を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3. 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
4. 希望業種について、自ら施工できないと認められる者
5. 公共発注の相手方として不相当と認められる者
6. 村税等を滞納している者

---

## 4. 登録できる業種

登録できる業種は、次の9業種です。

1. 大工工事
2. ガラス・サッシ工事
3. 木製建具・家具関係工事
4. 内装工事
5. 塗装工事
6. 左官工事
7. 板金工事
8. 給排水暖冷房衛生設備工事
9. 電気工事

---

## 5. 申請書類および提出の方法

1. 東成瀬村小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）  
※登録を希望する工事の種類番号を丸で囲み、必要事項を記入してください。
2. 納税証明書または非課税証明書
3. 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証する書類の写し
4. 住民票
5. その他村長が必要とする書類（必要な場合は個別に連絡します。）

※登録申請書等は、持参または郵送してください。

登録申請書（様式第1号）（Word）

## 6. 受付について

資格要件を満たしている場合、審査終了後に名簿登載されます。

令和7年度・令和8年度の当初から名簿登録を希望される方の受付期間は、令和7年1月14日から令和7年2月28日までとします。(これ以外の期間も随時受付します)

## 7. 審査結果の公表：東成瀬村小規模修繕等契約登録名簿により公表

## 8. 登録事項の変更等

登録申請をした後に、申請事項に変更があった場合や休業または廃業した場合は、その旨を様式第2号または様式第3号に必要事項を記入のうえ、総務課まで届け出てください。

登録事項変更届（様式第2号）(Word)

登録事業休止・廃止届（様式第3号）(Word)

### このページに関するお問い合わせ

東成瀬村総務課 契約担当

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

電話：0182-47-3401      ファックス：0182-47-3290